

議案第四十三号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年六月九日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第二号中「第一項の規定による繰入金、法第七十二条の五」を削る。

付則第十条（見出しを含む。）中「平成二十年度及び平成二十一年度」を「平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十五号）の施行による国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。